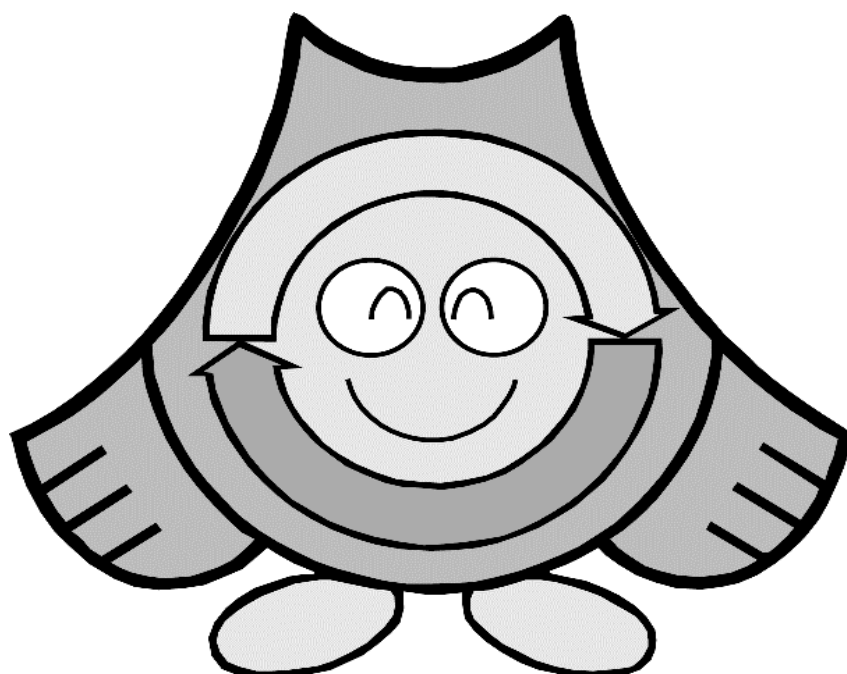


# 松戸市ごみ処理基本計画 概要版

環境にやさしいまちの実現に向け  
みんなで考えみんなで行動する



平成20年3月

---

松戸市

---

## はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさという恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源の枯渇問題や生態系の破壊、地球温暖化など多岐にわたる地球環境問題を引き起こしています。

今、これらの問題解決に向け、従来の社会のあり方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置づけ、物質循環を確保することで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる資源循環型社会の構築を図ることが必要とされています。

市では、今後の廃棄物処理のあり方を検討するため、平成15年度に廃棄物処理実態調査を行うとともに、平成16年度に「松戸市資源循環型社会構築検討委員会」を設置し、本市の廃棄物処理の方向性について、平成17年3月に提言をいただきました。

本基本計画は、廃棄物を取り巻く情勢の変化に対応し、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを一層進めるため、委員会からの提言を踏まえ、前ごみ処理基本計画を見直し、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担い、協働することで資源循環型社会への変革を目指すものです。

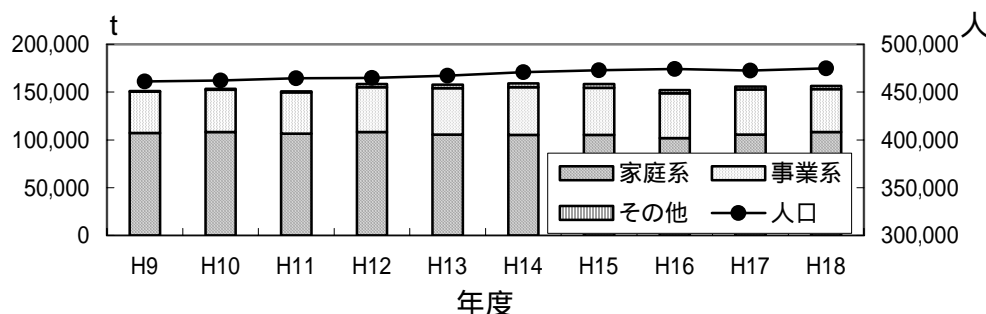
## ごみ処理の現状と課題

### ごみの発生量は

ごみ量は、人口の増加とともに微増傾向を示してきましたが、近年は横ばいの状況になっています。

ごみの発生量を削減するには、市民・事業者・市が、どのようにすれば発生抑制・再使用・再生利用につながるかといった情報を共有するとともに、それぞれの果たす役割を自覚し、行動することが必要です。

松戸市のごみ量、人口の推移

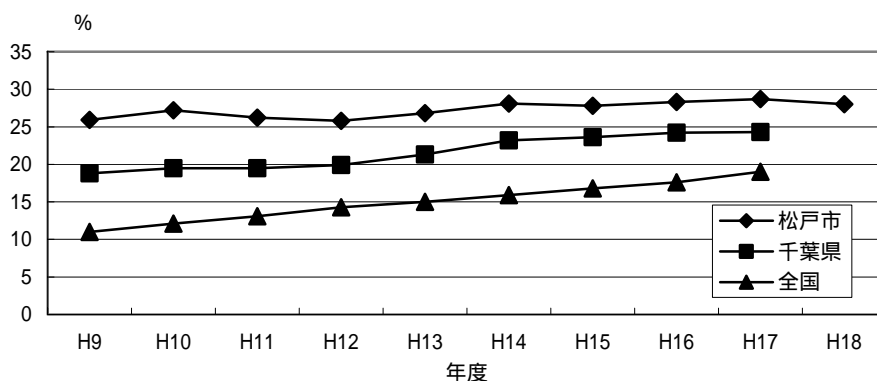


### 資源化 (リサイクル率)

本市のリサイクル率 (集団回収を含む) は、全国および千葉県平均を上回っています。また、その推移を見ると、微増傾向を示してきましたが、近年は横ばいの状況にあります。

なお、排出ごみの組成の状況を見ると資源化が可能なものが混入していることから、分別の徹底を図る必要があります。また、集団回収に取り組んでいない地域もあることから、集団回収の拡充を図ることが必要です。

リサイクル率の推移

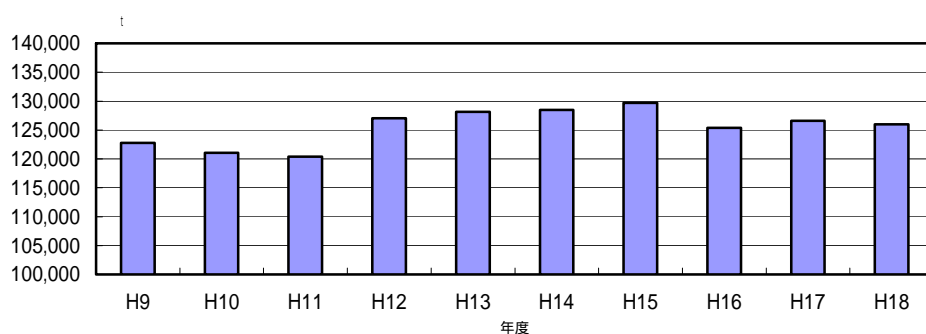


## 焼却処理量

焼却処理量は、平成 12 年度から、リサイクルできないプラスチック類、し尿処理施設での中間処理後のし渣・脱水汚泥を焼却処理し、平成 13 年度からは分別収集変更に伴い、その他プラスチックなどのごみを焼却することで処理量は増加しましたが、平成 15 年度の 129,712t をピークに近年は若干の減少傾向を示しています。

焼却処理量を削減するには、市民・事業者・市が、積極的にごみの発生抑制（リデュース）、不用品の再使用（リユース）、集団回収などの再生利用（リサイクル）の 3 R に取り組むとともに、排出に際しては分別の徹底を図ることが必要です。

焼却処理量の推移

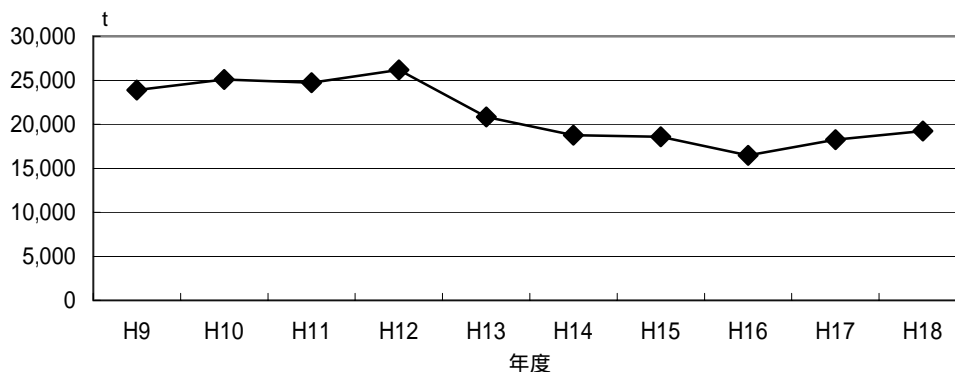


## 最終処分量

最終処分量は、分別収集の変更を行った平成 13 年度からは、「リサイクルするプラスチック（容器包装プラスチック）」の資源化や焼却灰のエコセメント化、「その他プラスチックなどのごみ」の焼却処理により減少してきましたが、近年は微増傾向を示しています。

最終処分を市外・県外の民間事業者に委ねている本市は、さらなる 3 R の取り組みを推進していくことで、可能な限り最終処分量を少なくし、また、安定した最終処分先の確保に努める必要があります。

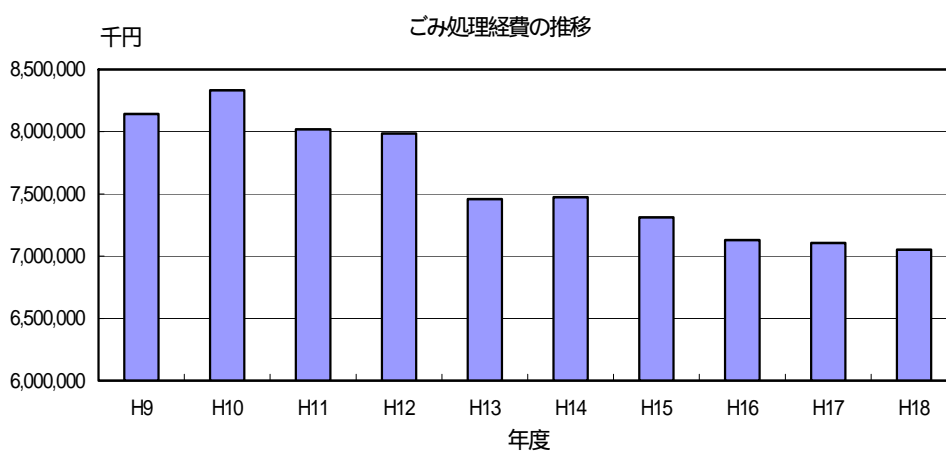
最終処分量の推移



## ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成13年度に、これまで埋立していたプラスチックを容器包装リサイクル法に基づき資源化したことや5分別から8分別収集への変更によりごみが減量したことで、大幅な削減が図られました。その後も、委託費の見直しや人員の削減等により、僅かではありますが処理経費は減少しています。

なお、市全体の財政の健全化が求められている中、清掃事業についても一層の効率化、ごみ処理コストの削減に努めていく必要があります。



## 計画フレーム

### 目指すべき将来像（資源循環型社会）

人が地球生態系の一員として、また市民・事業者及び市が協働して、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める社会とします。

### 基本方針

「資源循環型社会」を構築していく上での基盤となる3R施策について、市民の発意と協働を基本として推進していきます。

また、最終的に排出されるごみについては、環境への負荷の低減に努めながら、適正に処理していくこととします。

### 計画期間

平成20年度（2008年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

### 計画目標値

資源循環型社会を構築するために、市民・事業者・市がそれぞれの立場で考え行動していくための共通した具体的な目標を次のとおり設定します。

計画目標	計画年次（平成32年度）	平成18年度実績
原単位	800g/人・日	877.2g/人・日
リサイクル率	35%以上	28%
焼却処理量	106,000t以下/年	125,997t
最終処分量	11,000t以下/年	19,252t
温室効果ガス排出量	26,000t以下/年	27,772t

原単位は市民一人が1日当りに排出するごみ量です。

温室効果ガス排出量は二酸化炭素量に換算したものです。換算には、市地球温暖化防止実行計画の係数を用いています。

## 目標達成するための施策

### ごみの減量・資源化の推進

#### 出てくるごみを減らす（リデュース）

##### 【基本方針】

市民や事業者は、商品の製造・販売等の経済活動に伴う環境負荷とごみを排出することによる環境負荷を正しく認識し、環境にやさしい事業活動やライフスタイルを実践することが求められていることから、市民や事業者の意識改革を積極的に進め、かつ具体的な行動を喚起するための施策を推進していきます。

環境にやさしい行動のための意識啓発を図っていきます。

ごみツアー（施設見学）の開催      パートナー講座の開催  
情報の発信（リサイクル通信・広報・ホームページ）

クリンクル協力店制度の充実を図っていきます。

店舗数の拡大      クリンクル協力店との協働施策の展開

生ごみの減量を進めるため、生ごみ処理容器等の利用促進に向けた啓発を積極的に行っていきます。

生ごみ処理容器補助基数の拡大

分別排出の徹底や資源化の促進を図るため、常に分かりやすいパンフレットを作成します。

ごみ処理のガイドブック作成

クリンクル推進員制度の充実を図っていきます。

研修会の開催      推進員の拡充（OBの活用など）

#### 家庭ごみの有料化

市民のごみ減量努力が適正に評価されるとともに、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的には、ごみの発生抑制やリサイクルの促進が期待できる、家庭ごみの有料化を実施していきます。

事業者に対して、ごみ問題や環境問題に係る啓発等を行うとともに、適正処理および減量・リサイクル等について指導を行っていきます。

多量排出事業者対策      多量排出事業者以外の対策  
廃棄物処理手数料の見直し      排出基準及び施設受入基準の見直し

## ごみにしないで、繰り返し使う（リユース）

### 【基本方針】

ごみを削減するためには、一度使用した物をそのままの形で繰り返し使う再使用（リユース）も大切なことから、リユースに関する情報提供などを行い、再使用の促進を図っていきます。

#### 再使用の促進

不用品の再使用を進めるため、不用品交換情報やフリーマーケットに関する情報の提供を行っていきます。

#### 粗大ごみ再生事業の促進

物を大切に長く使うという意識を醸成するため、粗大ごみの中から再使用できる物は、簡単な修理をして、和名ヶ谷クリーンセンターで展示し、市民に安価で提供していきます。

#### リユース食器の利用促進

イベント等で使用する食器を、使い捨ての食器から繰り返し使えるリユース食器への利用促進を図っていきます。

## 資源として活用する（リサイクル）

### 【基本方針】

近年、資源の循環的利用が求められる中、町会・自治会・子ども会・PTA等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われるほか、民間事業者による剪定枝・食品残渣・廃食用油などの新たな資源化の取り組みが始まっています。

そのため、現在、民間レベルで展開されている回収ルートを活用するとともに、その拡大に向けて積極的に支援していきます。



集団回収の拡大・拡充を図っていきます。

ビン・缶・古紙・布類およびペットボトルは、民間においてリサイクルルートが確立されていることから、集団回収を全市的に拡大し、民間による資源化の促進を図っていきます。

小型家電製品等のように破碎・圧縮処理を施して資源物を選別する物については、公共収集により資源化を促進していきます。

#### 剪定枝の資源化

剪定枝等については、民間事業者の活用を含め、チップ化・堆肥化等の資源化の推進を図っていきます。

#### 食品残渣の資源化

まとめて排出される事業系の食品残渣物は、食品リサイクル法に基づく再生利用が進められていることから、民間ルートの活用を目指し、減量・リサイクルの促進を図っていきます。

#### 廃食用油の資源化

廃食用油の資源化については、自動車燃料への利用が進展してきていることから、実現に向けて検討していきます。

### 環境・ごみの減量・リサイクル学習の充実

次代を担う子供たちが、ごみの問題について、正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようになることは、資源循環型社会の構築にとって、非常に重要なことから、地球環境問題への影響を含めた総合的かつ効果的な学習のための情報を提供していきます。

社会科副読本への情報提供

ごみ減量講座の実施

### 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市は、資源循環型社会を構築する上での主役であり、相互に連携して取り組まなければならないことから、情報の共有化や相互の連携を強化し、交流する機会の創出に努めていきます。

## ごみの適正処理の推進

### 収集計画

#### 【基本方針】

収集については、直接、市民がかかわる部分であることから、ライフスタイルの多様化や高齢化社会に配慮するなど、常に最適な収集体制の構築を図っていきます。

#### 家庭ごみの収集体制

現行のステーション方式では、だれが出したか明確でなく、分別や排出マナー等に課題があることから、排出者責任が明確になることによって分別排出が徹底され、また街の美観が向上する戸別収集について、実施に向けて準備を進めていきます。

紙袋収集からポリ袋収集への変更を行うとともに、指定袋制度の導入を図っていきます。

#### 事業系ごみの収集体制

事業者責任を基本として、施設へ搬入する場合は、自己搬入または市の許可を受けている一般廃棄物処理業者で対応していきます。

#### クリーンエネルギー自動車の導入

ごみ収集車について、地球環境に配慮したクリーンエネルギー自動車の導入を図ります。

## 中間処理計画

### 【基本方針】

適正処理と資源の効率的回収を目指した施設および処理体制の整備を図っていきます。

中間処理段階での資源回収やエネルギー回収を推進し、環境負荷の低減に努めながら適正に処理を行っていきます。

処理施設の整備については、計画的に必要な整備を行うことで、排出されるごみを安定的かつ効率的に処理するとともに、施設の延命化を図っていきます。

### <焼却処理>

市域を大きく3つに分けた各地域にある焼却施設用地（クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター・六和クリーンセンター）を、今後も、同施設用地として位置づけ施設整備を行っていきます。

焼却処理体制は、2施設体制を堅持し、安定的な処理を行うため、日常および定期的な点検整備を行い、施設の適正な処理能力を確保していきます。また、施設の老朽化に伴い、計画的に施設の更新を順次行っていくとともに、広域による施設整備について、調査・研究を行っていきます。

#### クリーンセンター

基幹的整備を平成20年度・平成21年度にかけて実施し、平成29年度まで稼働していきます。

#### 和名ヶ谷クリーンセンター

基幹的整備を平成22年度から平成24年度にかけて実施していきます。

#### 六和クリーンセンター

クリーンセンターの更新場所として位置づけ、平成30年度の稼働を目指し準備を進めていきます

### **<資源選別処理>**

資源リサイクルセンターについては、効率よく、かつ品質の良い資源物を選別するため、日常および定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していきます。

民間企業の資源化施設による、資源化ルートが確立されていることから、今後は、民間企業の活用を視野に入れた処理体制の検討を行っていきます。

### **<圧縮梱包処理>**

日暮クリーンセンターについては、品質の良い容器包装プラスチックを効率よく確保するため、日常および定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していきます。

また、容器包装リサイクル法に基づく、プラスチックの品質の安定が図られるよう、基幹的整備を含めて、施設整備の検討を行っていきます。

### **<粗大ごみの処理>**

粗大ごみについては、現在、3施設（和名ヶ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・資源リサイクルセンター）で処理を行っていますが、処理後の残渣物は施設間移動を行い処理していることから、処理する場所の集約化など、効率的な処理体制の確立が課題となっています。

このため、今後は、効率的な粗大ごみ処理のあり方について検討を行っていきます。

## 最終処分計画

### 【基本方針】

最終処分の全量を市外・県外の民間事業者に委ねていることから、3Rの取り組みを推進するとともに焼却残渣等の資源化に努め、最終処分量の削減を図っていきます。また、今後も最終処分先の確保に向けて民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図っていきます。

### 日暮最終処分場

周辺環境に配慮した適正な維持管理の下、埋め立て処分を行っていきます。また、跡地利用計画についても検討を行っていきます。

### 直営最終処分場の確保

直営最終処分場の確保の可能性について検討していきます。

### 広域最終処分場の確保

近隣自治体との連携を図り、国や県に対して働きかけを行っていきます。

### 民間最終処分場の確保

民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図り、民間最終処分場の安定的な確保に努めていきます。

## 災害時等におけるごみ処理対策

災害発生時のごみ処理を円滑に推進するため、「松戸市震災廃棄物処理計画」を策定します。また、緊急時の処理体制確保に向け、県内関係機関との協力体制を推進していきます。

## 不法投棄対策の推進

不法投棄対策については、現行のパトロールのほか、県・警察との連携等により監視体制の強化を図っていきます。

## **在宅医療廃棄物の処理**

在宅医療廃棄物については、高齢化社会の進展や医療技術の向上とともに、在宅における医療行為の増加が予想されることから、医療関係者と協議を行い、処理体制の確立を図っていきます。

## **計 画 の 推 進**

### **ごみ処理基本計画の進行管理**

計画の推進にあっては、市環境担当部内に設置するごみ処理基本計画推進会議において各施策の進捗状況を点検・評価し、進行を管理していきます。

### **情報公開**

市民・事業者と情報を共有するため、広報・ホームページにより広く情報を公開していきます。

### **コスト管理**

国が策定した一般廃棄物会計基準を用いて、ごみ処理事業にかかる部門別費用の客観的な把握に努め、事業の検証・見直しを行うとともに、今後ともコスト削減に努めていきます。

松戸市ごみ処理基本計画 概要版

---

発行 松戸市  
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5  
編集 松戸市 環境担当部

---